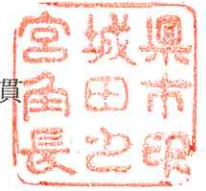


角田市告示第102号

角田市高校生探究研修支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年5月1日

角田市長 黒 須 貫



角田市高校生探究研修支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高校生が探究活動を通じて、地域課題を解決していくための資質・能力を育成するため、国内研修及び海外研修に要する経費に対し、予算の範囲内で角田市高校生探究研修支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、角田市補助金等交付規則（平成12年角田市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 探究活動 自らの興味・関心に基づいて課題を設定した上で、解決に向けた情報の収集・整理・分析を行い、及び意見交換・協働しながら進めていく学修活動をいう。
- (2) 高校等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第3学年以下に限る。）及び専修学校の高等課程をいう。
- (3) 高校生 市内の高校等に在籍している生徒及び市内に住所を有し、市外の高校等に在籍している生徒をいう。
- (4) 保護者 高校生の保護を行う義務がある者をいう。
- (5) 国内研修 国内で、本来の生活拠点とは異なる土地に在留して学術又は技芸を学ぶことをいう。
- (6) 海外研修 日本以外の国に在留して学術又は技芸を学ぶことをいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、国、地方公共団体、学校及び民間団体等が主催する高校生の探究活動の推進を目的とした研修であって、研修期間が1年未満であるものとする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する高校生とする。

- (1) 探究活動において、意欲をもって国内研修又は海外研修をする者であること。
- (2) 健康状態が良好であること。
- (3) 在籍する高校等の校長の承認を受けていること。

2 補助金の交付は補助対象者1人につき1回限りとする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する次に掲げる経費で、第7条第1項の規定による申請をした日の属する年度の3月末日までに支払った額とする。ただし、同条第3項の規定による申請をした場合は、同条第5項の規定による承認を受けた日の属する年度の3月末日までに支払った額又は交付決定日の属する年度の3月末日までに支払った額とする。

- (1) 高校生の探究活動を目的とした研修に参加する経費
- (2) その他市長が必要と認める経費

2 他の団体から助成金等の交付を受けている場合は、その額を補助対象経費から差し引くものとする。

3 補助対象経費には、次の各号に掲げる経費は含めないこととする。

- (1) 国内研修又は海外研修の参加者となるための選考等に係る費用
- (2) 全校若しくは学年又はそれらに準ずる集団を単位に、学校行事として行う儀式的行事、学術的行事、体育的行事、旅行・集団宿泊的行事又は勤労生産・奉仕的行事に係る経費
- (3) 学校部活動に係る経費
- (4) 学業以外の私的生活に係る費用

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とし、国内研修の場合にあっては5万円、海外研修の場合にあっては20万円を上限とする。

2 前項の補助金額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(補助金の交付の申請)

第7条 規則第3条第1項の規定による補助金の交付の申請は、角田市高校生探究研修支援事業補助金交付申請書（様式第1号）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、市長の定める日までに提出しなければならない。

- (1) 研修期間及び研修先で活動する内容を記した書類
- (2) 補助対象経費の内訳が分かる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による補助金の交付の申請を行う者は、高校生の保護者（以下「申請者」という。）とする。

3 第1項の規定により交付申請書を提出する場合において、研修期間の始期と終期の年度が異なるときは、市長が特別な理由があると認めた場合に限り、研修期間の終期の属する年度において申請できるものとする。

4 前項の規定により申請する場合は、あらかじめ角田市高校生探究研修支援事業補助金事業計画承認申請書（様式第2号）を市長の定める日までに提出し、承認を受けなければならない。

5 市長は、第3項の申請があった場合には、その内容について審査し、審査の結果を角田市高校生探究研修支援事業補助金事業計画承認（不承認）通知書（様式第3号）により申請者へ通知するものとする。

（補助金の交付の決定通知）

第8条 規則第6条の規定による補助金の交付の決定の通知は、補助金交付指令書により申請者に通知するものとする。

（変更の申請）

第9条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ角田市高校生探究研修支援事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第4号）により市長に申請しなければならない。

- (1) 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- (2) 補助金の額が増額となる変更をしようとするとき。
- (3) 補助対象事業の重要な部分を変更しようとするとき。

2 市長は、前項に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金交付変更



指令書により交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 規則第12条に規定する実績報告書は、角田市高校生探究研修支援事業補助金実績報告書（様式第5号）によるものとし、次に掲げる書類を添付して、補助対象事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度の4月20日までのいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 研修期間及び研修先で活動した内容を記した書類
- (2) 補助対象経費を支払ったことを証明する書類の写し
- (3) 他の団体から助成金等の交付を受けている場合は、その助成金等の交付を受けたことを証する書類の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 規則第13条の規定による補助金の額の確定は、角田市高校生探究研修支援事業補助金額確定通知書（様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 交付決定者は、角田市高校生探究研修支援事業補助金請求書（様式第7号）により市長に補助金を請求するものとする。

(決定の取消し)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 補助対象者の要件に該当しなくなったとき。
- (2) 交付決定者が偽りその他の不正な手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金の申請に係る提出書類の内容と事実が著しく異なるとき。
- (4) その他市長が補助金の取り消しを相当と認めるとき。

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

る。ただし、病気、災害等、その他自己の都合によらずやむを得ない事由があると認めたときはこの限りでない。

(調査の実施)

第15条 市長は、必要があると認めるときは、交付決定者に資料の提出を求め、必要な調査を行うことができる。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年5月1日から施行する。

